

保守点検業務仕様書(共通仕様)

体育用具及び遊具保守点検業務（以下「保守業務」という）に関する事項は、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1. 一般的な事項

- (1) 保守業務は、別紙各施設の体育用具及び遊具（以下「遊具」という）が常に安全に使用できるように、細部にわたり保守作業を行うこと。
- (2) 契約期間：契約締結日から 2020 年（平成 32 年）3 月 31 日
- (3) 点検実施：
非破壊安全検査 年 1 回（8 月）
定期保守点検 年 3 回（6 月・11 月・2 月）
点検日については、学校と協議をして工程表を作成し、教育総務課へ提出すること。

2. 保守業務の内容は次の通りとし、これを指定した期間内に行うこと。

(1) 非破壊安全検査 年 1 回

- ① 鉄鋼物膜厚測定 2 点測定
- ② 鉄鋼物減肉検査
- ③ 骨格検査
- ④ エンドリンク測定
- ⑤ 音響検査
- ⑥ 見視検査

(2) 定期保守点検 年 3 回

- ① 締付調整（ボルトナット類締付、作動調整）
- ② 部品交換（ボルト・ナット・ワッシャ・安全キャップ類）
- ③ 給 油（グリスアップ等適用油脂使用）
- ④ 分 解（外部から確認できない内部磨耗部分の分解確認）
- ⑤ 防 鑄（設置部分鑄止め）
- ⑥ 応急処置（応急処置可能なものは、代替部品を一時使用し処置を行う）
- (3) 保守点検時に緊急な事故等が発生した場合は、速やかに学校職員と教育総務課に連絡すること。
- (4) 保守点検時にこの仕様書に記載されていない体育用具及び遊具が設置されている場合も保守点検を行うこと。

3. 保守業務の報告書類は次のとおりとし、点検作業終了後速やかに提出すること。

(1) 非破壊安全検査

- ① 施設別遊具リスト（学校番号順リスト及び全対象遊具写真）
- ② 検査結果報告書及び指摘部分写真
- ③ 修理部分に係る見積額一覧

(2) 定期保守点検

- ① 検査結果報告書及び指摘部分写真
- ② 修理部分に係る見積額一覧

5. 点検の結果、遊具等の利用が危険であると認められる場合は、その場で利用禁止の処置を行なうこと。また、利用禁止処置後ただちに学校長、教育総務課学校施設マネジメント係に連絡すること。

6. 点検作業終了後、学校長に現地にて説明を行い、指摘事項の具体的な改善方法を提示すること。また、各施設から必要に応じて、再度現地説明を求められた場合はこれに対応するものとする。

7. 具体的な改善方法については軽微な調整等では対応できないものについては、別途修繕対応するものとし、教育総務課からの求めに応じ修繕に要する経費を誠実な金額にて見積もること。

8. 損害賠償保険について、保守業務が原因の事故及び保守点検業務終了後事故が発生した場合は、賠償補償を行うこと。

- (1) 賠償期間は契約期間とする。ただし、その期間内に新たに契約を行った場合はその契約日までとする。
- (2) 賠償責任保険について、包括金額は 一事故 3億円、人身事故 一名 1億5千万円、対物は一事故 5百万円とし、保守点検業務契約締結後速やかに保険証書の写しを提出すること。

9. 入札書には業務委託費の総額（税抜）を記載すること。なお、入札価格内訳書には「非破壊安全検査」及び「定期保守点検」の1回あたりの単価（税抜）を記載すること。

10. 支払については、2019年（平成31年）9月末までに行われた非破壊安全検査・定期保守点検料は100分の108を乗じて得た金額を、2019年（平成31年）10月以降に行われた定期保守点検料は100分の110を乗じて得た金額を合計額とし年度末に支払うのとする。

11. 作業員等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。

なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申出があり、発注者が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出すること。

また、必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。

12. 連絡先 松阪市教育委員会事務局 教育総務課 山本 0598（53）4382